

## 令和元年第2回滝川市議会臨時会（第4日目）

令和 元年 5月10日（金）

午前 9時56分 開 会

午前11時00分 閉 会

### ○議事日程

- 日程第 1 議席の変更について
- 日程第 2 会議録署名議員指名
- 日程第 3 選任第 1号 常任委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 4 選任第 2号 議会運営委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 5 選挙第 3号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について
- 日程第 6 選挙第 4号 中空知衛生施設組合議会議員の選挙について
- 日程第 7 選挙第 5号 滝川地区広域消防事務組合議会議員の選挙について
- 日程第 8 選挙第 6号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について
- 日程第 9 選挙第 7号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について
- 日程第10 選挙第 8号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について
- 日程第11 選挙第 9号 滝川市選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第12 報告第 1号 専決処分について（滝川市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第13 議案第 1号 滝川市税条例等の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第 2号 副市長の選任について
- 日程第15 議案第 3号 監査委員の選任について
- 日程第16 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

### ○出席議員（16名）

1番	三上裕久君	2番	堀重雄君
3番	木下八重子君	4番	山口清悦君
5番	山本正信君	6番	渡邊龍之君
7番	関藤龍也君	8番	寄谷猛男君
9番	佐々木和代君	10番	安樂良幸君
11番	本間保昭君	12番	田村勇君
13番	柴田文男君	14番	荒木文一君
15番	水口典一君	16番	東元勝己君

### ○欠席議員（0名）

### ○説明員

市	長	前田康吉君	副市長	千田史朗君
教	育	山崎猛君	監査委員	宮崎英彰君
会	計	田湯宏昌君	総務部長	中島純一君
総	務	柳圭史君	市民生活部長	浦川学央君
保	健	国嶋隆雄君	産業振興部長	長瀬文敬君
建	設	山崎智弘君	市立病院事務部長	椿真人君
教	育	田中嘉樹君	教育部指導参事	廣瀬一仁君
監	査	杉原慶紀君	総務課長	深村栄司君
企	画	稲井健二君	財政課長	堀之内孝則君

○本会議事務従事者

事	務	局	長	竹谷和徳君	次	長	菊田健二君
書			記	村井理君	書	記	池田茂喜君

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員数は、16名であります。  
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議席の変更について

- 議 長 日程第1、議席の変更についてを議題といたします。  
議長選挙に伴い、滝川市議会会議規則第3条第3項の規定に基づき、議席の一部を変更したいと思っております。  
お諮りいたします。変更する議席の番号及び氏名はお手元に配付されております議席配置図のとおりとすることに異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。  
よって、議席配置図のとおり議席の一部を変更することに決定しました。  
議席が変更になりました議員は、氏名標をお立てください。

◎日程第2 会議録署名議員指名

- 議 長 日程第2、会議録署名議員指名を行います。  
会議録署名議員は、議長において三上議員、堀議員を指名いたします。

◎日程第3 選任第1号 常任委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

- 議 長 日程第3、選任第1号 常任委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。  
お諮りいたします。本案についての内容は配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。  
よって、説明、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたします。  
本案のとおり選任することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。  
よって、本案のとおり選任することに決しました。

◎日程第4 選任第2号 議会運営委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

- 議 長 日程第4、選任第2号 議会運営委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任につ

いてを議題といたします。

お諮りいたします。本案についての内容は配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたします。

本案のとおり選任することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任することに決しました。

ここで、各常任委員会並びに議会運営委員会が所管する閉会中継続調査項目を協議するため、それぞれの委員会を開催しますので、暫時休憩いたします。再開の時刻については、放送でお知らせしますが、おおむね20分程度を予定しておりますので、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時17分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第5 選挙第3号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について

○議 長 日程第5、選挙第3号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本市議会議員の改選に伴い、欠員が生じたため、中空知広域市町村圏組規約第5条第2項の規定に基づき、1名の組合議員の選挙を行いたいと思っております。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選によりたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

中空知広域市町村圏組合議会議員に田村勇議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました田村勇議員を中空知広域市町村圏組

合議会議員の当選人と定めることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました田村勇議員が中空知広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

当選されました田村勇議員には、本席よりその旨を告知いたします。

◎日程第6 選挙第4号 中空知衛生施設組合議会議員の選挙について

○議 長 日程第6、選挙第4号 中空知衛生施設組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本市議会議員の改選に伴い、欠員が生じたため、中空知衛生施設組合同規約第5条第2項の規定に基づき、4名の組合議員の選挙を行いたいと思います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選によりたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することとしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

中空知衛生施設組合議会議員に、山本正信議員、本間保昭議員、荒木文一議員並びに東元勝己議員の4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名の議員を中空知衛生施設組合議会議員の当選人と定めることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました山本正信議員、本間保昭議員、荒木文一議員並びに東元勝己議員が中空知衛生施設組合議会議員に当選されました。

当選されました各議員には、本席よりその旨を告知いたします。

◎日程第7 選挙第5号 滝川地区広域消防事務組合議会議員の選挙について

○議 長 日程第7、選挙第5号 滝川地区広域消防事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本市議会議員の改選に伴い、欠員が生じたため、滝川地区広域消防事務組合同規約第5条第1項の

規定に基づき、3名の組合議員の選挙を行いたいと思います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選によりたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

滝川地区広域消防事務組合議会議員に、三上裕久議員、渡邊龍之議員並びに荒木文一議員の3名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました3名の議員を滝川地区広域消防事務組合議会議員の当選人と定めることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました三上裕久議員、渡邊龍之議員並びに荒木文一議員が滝川地区広域消防事務組合議会議員に当選されました。

当選されました各議員には、本席よりその旨を告知いたします。

#### ◎日程第8 選挙第6号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について

○議 長 日程第8、選挙第6号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙についてを議題といたします。

本市議会議員の改選に伴い、欠員が生じたため、中空知広域水道企業団規約第5条第1項の規定に基づき、5名の企業団議員の選挙を行いたいと思います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選によりたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することとしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

中空知広域水道企業団議会議員に、堀重雄議員、木下八重子議員、寄谷猛男議員、柴田文男議員並びに水口典一議員の5名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました5名の議員を中空知広域水道企業団議会議員の当選人と定めることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました堀重雄議員、木下八重子議員、寄谷猛男議員、柴田文男議員並びに水口典一議員が中空知広域水道企業団議会議員に当選されました。

当選されました各議員には、本席よりその旨を告知いたします。

◎日程第9 選挙第7号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について

○議長 長 日程第9、選挙第7号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本市議会議員の改選に伴い、欠員が生じたため、石狩川流域下水道組合同規約第5条第2項の規定に基づき、2名の組合議員の選挙を行いたいと思います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選によりたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

石狩川流域下水道組合議会議員に、安楽良幸議員並びに東元勝己議員の2名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました2名の議員を石狩川流域下水道組合議会議員の当選人と定めることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました安楽良幸議員並びに東元勝己議員が石狩川流域下水道組合議会議員に当選されました。

当選されました各議員には、本席よりその旨を告知いたします。

◎日程第10 選挙第8号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について

○議長 長 日程第10、選挙第8号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙についてを

議題といたします。

本市議会議員の改選に伴い、欠員が生じたため、中・北空知廃棄物処理広域連合規約第8条第1項の規定に基づき、3名の広域連合議員の選挙を行いたいと思います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に、私関藤龍也、山口清悦議員並びに安楽良幸議員の3名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました3名の議員を中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の当選人と定めることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました私関藤龍也、山口清悦議員並びに安楽良幸議員が中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました。

当選されました各議員には、本席よりその旨を告知いたします。

#### ◎日程第11 選挙第9号 滝川市選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議 長 日程第11、選挙第9号 滝川市選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

本市選挙管理委員4名並びに補充員4名がそれぞれ令和元年5月11日で任期満了となるため、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定に基づき選挙を行いたいと思います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、選挙管理委員、補充員ともに地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選によりたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

先に、滝川市選挙管理委員4名の指名を行います。滝川市選挙管理委員に、太刀川令子氏、山本佳子氏、丹羽修身氏並びに山木昇氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました各氏を滝川市選挙管理委員の当選人と定めることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました太刀川令子氏、山本佳子氏、丹羽修身氏並びに山木昇氏が滝川市選挙管理委員に当選されました。

次に、補充員4名の指名を行います。補充員は、補充の順位別に、第1順位に田中良吉氏、第2順位に高谷富士雄氏、第3順位に野澤洋子氏、第4順位に高島史明氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました各氏をその順位のとおり補充員の当選人と定めることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、補充員は第1順位に田中良吉氏、第2順位に高谷富士雄氏、第3順位に野澤洋子氏、第4順位に高島史明氏が当選されました。

◎日程第12 報告第1号 専決処分について(滝川市税条例の一部を改正する条例)

○議 長 日程第12、報告第1号 専決処分について(滝川市税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 報告第1号、滝川市税条例の一部を改正する条例の専決処分についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認をいただきたいとするものでございます。

専決事項は滝川市税条例の一部を改正する条例、専決処分年月日は平成31年3月29日でございます。専決理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されまして、この法改正に伴う本年度におきます市税の賦課事務や4月からの窓口での申請、申告等に条例の変更となるものが生じることから、条例を改正し、専決処分をさせていただいたところです。

議案の3ページ、4ページ、5ページにつきましては、改正条例の内容でございます。

改正の内容につきましては、報告第1号参考資料、滝川市税条例の一部を改正する条例改正要旨でご説明いたしますので、資料の1ページをお開きください。附則第7条の3の2は、消費税率の引き上げに伴いまして、いわゆる住宅ローン減税の適用期間を3年間延長し、平成45年、令和1

5年度まで延長すること及び個人の住宅借入金等特別控除の適用につきまして、納税通知書が送達される時機までに提出された申告書に当該特別控除に関する事項の記載があることが要件とされておりましたが、これを不要とするための改正でございます。

附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、いわゆるわがまち特例についてでございますが、内容そのものに変更はありません。地方税法改正に伴う条文の整理でございます。

附則10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、高規格堤防整備事業の区域内における家屋の所有者がその事業の実施により仮移転し、事業後に仮移転前の当該整備事業区域内に戻り、一定の家屋を新築した場合に固定資産税の減額の適用を受けることができるようになりますが、その申告手続について定める条文を追加するものでございます。

附則第16条、軽自動車税の税率の特例は、登録初年度から13年を経過した車両につきましては重課の対象となります。この制度につきまして、平成31年度分に限った内容に今回一旦条例を改正するとともに、平成29年度分の内容につきましてはその規定を削除するものでございます。

附則第16条の2につきましては、地方税法改正に伴う条文の整理でございます。

附則第29条、次のページになりますが、附則第30条、附則第30条の2、附則第30条の3、附則第34条につきましては、都市計画税に係るわがまち特例について規定した条文でございますが、これも地方税法改正に伴う条文の整理でございます。

施行期日は、平成31年4月1日でございます。

以上、報告第1号の説明とさせていただきます。ご承認につきましてよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、承認することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、報告第1号は承認することに決しました。

◎日程第13 議案第1号 滝川市税条例等の一部を改正する条例

○議 長 日程第13、議案第1号 滝川市税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第1号 滝川市税条例等の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律により市税条例等を改正するものでございます。

議案のほうをごらんいただきたいのですが、今回の改正につきましては5条立てとなっております。1ページ、2ページから8ページまでがその内容となっておりますが、改正の中身につきましては議案第1号参考資料、滝川市税条例等の一部を改正する条例改正要旨でご説明いたしますので、資料の1ページをお開きください。まず、第1条による改正です。第33条の7、寄附金税額控除の規定につきましては、いわゆるふるさと納税につきまして、総務大臣の指定が必要となることから、その中身としましてはふるさと納税の募集を適正に実施すること、返礼品の割合を3割以下とすること、返礼品は地場産品とすることなどの基準により総務大臣が指定する自治体に対する寄附金に限られたことに伴う改正でございます。

第138条、国民健康保険税の課税額につきましては、基礎課税額の課税限度額を58万円から61万円、3万円引き上げる改正でございます。

第161条、国民健康保険税の減額につきましては、国民健康保険税の軽減のうち、2割軽減及び5割軽減に係る軽減基準額を物価上昇を踏まえて引き上げるための改正でございます。課税基準そのままの計算式の被保険者数に乗ずる金額を2割軽減につきましては50万円から51万円に、5割軽減につきましては27万5,000円から28万円に拡大するものでございます。

第163条、国民健康保険税の減免につきましては、減免の判断基準等につきましては別に定めることとしたことによる改正でございます。

附則第7条の4につきましては、法改正による条文の整備でございます。

附則第9条につきましても条文の整備でございます。

附則第9条の2は、ふるさと納税ワンストップ特例に係る条文の整理でございます。

次のページをお開きください。第2条関係でございます。第35条の2につきましては、市民税の申告につきましては年末調整をした給与所得者が市民税に関する申告書を提出する場合で一定の条件の場合は、その記載の一部を省略することができる規定の追加でございます。

第35条の3の2、第35条の3の3につきましては児童扶養手当の支給を受けている児童の扶養者で婚姻をしていない者など単身児童扶養者の申告についての規定の追加で、第35条の3の2につきましては給与所得者の場合の扶養親族等申告書への記載、第35条の3の3につきましては公的年金等受給者の扶養親族等申告書への記載を定めるための条文の追加でございます。

続きまして、第35条の4は先ほどの第35条の2の申請書に係る規定の追加による条文の整備でございます。

第89条、身体障がい者等に対する種別割の減免は、減免要件の改正でございます。

附則第15条の2は、消費税率引き上げに伴う需要平準化対策のための臨時的措置として、環境性能割の税率が1パーセントである自家用の乗用車等を令和元年10月1日から来年の9月30日までの間に取得した場合に限り非課税とする条文の追加でございます。

附則第15条の2の2は、いわゆる燃費不正など偽り、その他不正により燃費性能に係る認定等が取り消され、軽自動車税環境性能割の額に不足額が生じた場合は、その自動車メーカーなど当該認定の申請をした者を軽自動車の取得者とみなして、納税義務を課す規定の追加でございます。

3ページをごらんください。附則第15条の6は、附則第15条の2と同様に消費税率引き上げに伴う需要平準化対策のための臨時的措置としてのもので、環境性能割の税率が2パーセントである軽自動車をことしの10月1日から来年の9月30日までの間に取得した場合に限り税率の適用を1パーセントとする条文の追加です。

附則第16条は、重課の規定の整備及び排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の少ない軽自動車令和元年度及び令和2年度に初回車両番号の指定を受けた場合には、それぞれ翌年度分の種別割に限り軽課とするものでございます。

附則第16条の2は、附則第15条の2の2と同様に偽り、その他不正により燃費性能に係る認定が取り消され、軽自動車税種別割の額に不足が生じた場合は、自動車メーカーなど当該申請をした者に納税義務を課する規定の追加でございます。

続いて、第3条の関係です。第24条につきましては、いわゆるシングルマザーなど非課税措置適用の拡大で、シングルマザーなどに対する非課税措置の拡大で、児童扶養手当を受けている児童の扶養者で婚姻をしない者などに単身児童扶養者について平成33年度以降の各年度分の個人の市民税について前年の合計所得金額が135万円未満の場合について非課税措置の対象とする改正でございます。

附則第16条につきましては、電気自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス軽自動車で自家用の軽自動車が令和3年度または令和4年度に初回車両番号指定を受けた場合には、それぞれ翌年度分の種別割に限り軽課とするための改正でございます。

4ページをお開きください。附則第16条の2につきましては、条文の整備でございます。

続いて、第4条の改正でございます。第81条は、法改正に伴う条文の整備でございます。

附則第15条の3及び附則第15条の3の2は、環境性能割の非課税及び減免の範囲についての規定です。軽自動車税環境性能割の賦課及び徴収事務は、当分の間都道府県が行うこととされているため、非課税及び減免の範囲について北海道の条例に沿った形にするための改正でございます。

附則第15条の6、附則第16条は、法改正による条文の整備でございます。

最後に、第5条による改正です。第47条は、法人の市民税に係る納税申告書及び添付書類について地方税関係手続用電子情報処理組織、いわゆるeLTAxを使用して行うことが義務づけられている大法人等が電気通信回線等の故障などによってそのeLTAxを使用することができない場合は、書面により納税申告書等を提出することができることとされたためによる改正でございます。

以上を申し上げまして、議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。  
これにて質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。  
これにて討論を終結いたします。  
これより議案第1号を採決いたします。  
本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第1号は可決されました。

#### ◎日程第14 議案第2号 副市長の選任について

○議 長 日程第14、議案第2号 副市長の選任についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました議案第2号 副市長の選任につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

滝川市副市長、千田史朗が令和元年5月12日付で任期満了となります。このため、後任といたして引き続き千田史朗氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により本議会の同意を求めらるものでございます。

なお、同氏の略歴につきましては、参考資料としてお手元に配付させていただいておりますので、お目通しをいただき、ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。三上議員。

○三上議員 選任同意の件でちょっと質疑させていただきます。

我々は、厳しい選挙戦を勝ち抜けてこの場におります。今回の副市長の選任について伺いたいのですが、まず前期4年、恐らく市長は満足のいく働きをされたから、次もということで提案されたのだと思います。私は、次の4年というのは滝川市にとっては非常に重要な4年になると思っております。その意味で、今回の千田氏についての次の4年、いわゆる市長とは別のかじ取りが必要だと思っております。その意味において、市長は千田氏に対して次の4年、どのような働きとどのような期待をされているのか、それを伺いたいと思っております。

○議 長 答弁を求めます。市長。

○市 長 ただいまの三上議員のご質疑でございますが、千田副市長におかれましてはこの4年間私を支え、また市の職員のトップとして非常に頑張っていた、しっかりとその職責を果たしていただいたと思っております。財政健全化等々にも大きな力を発揮していただきました。今三上議員がおっしゃったとおり、これからの4年間、さらに厳しい状況が予想されるわけですが、こ

の4年間で行っていただいたことを行財政改革等々にさらにその力を発揮していただき、私と違った立場で、いろいろと行政に詳しい、内通した方でございますので、その力をいかに発揮して、さらなる厳しい行財政改革を乗り切っていただく、そのための力を発揮していただきたいということを強く期待申し上げ、このたびの選任のご同意を求めたわけでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議 長 三上議員。

○三上議員 次の4年、非常に重要であります。市政を円滑に運営するためには、やはり議会の同意、あるいは協力、必要だと思います。千田氏においては、前の4年はさまざまな課題はあったにせよ、そういった働きはなかったかなと私は思っております。次の4年、しっかりそういうような議会に対しての対応、あるいは対策、そういった働きができるとお考えでしょうか。

○議 長 答弁を求めます。市長。

○市 長 ただいまの議会に対する対応についてのご指摘でございますが、私といたしましてはしっかりとその職責を果たしていただいて、副市長として議会の対応に当たっていただいたというふうに思っております。もしも至らぬところがあったとすれば、しっかりとその点を本人とお話をさせていただきながら、さらなる4年間、その職責を果たしていただくようお願いを申し上げて、議会の皆様方の満足のいく対応をしていただく、そのようお願い申し上げていきたいと思っております。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

#### ◎日程第15 議案第3号 監査委員の選任について

○議 長 日程第15、議案第3号 監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました議案第3号 監査委員の選任につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

滝川市監査委員のうち、議員のうちから選任する監査委員であられた田村勇氏が平成31年4月29日付で任期が満了となりました。このため、後任として木下八重子氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴につきましては、参考資料としてお手元に配付させていただいておりますので、お目通しをいただき、ご同意賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

この場合、地方自治法第117条の規定により木下議員は除斥の対象となりますが、あらかじめ退席しておりますので、このまま会議を続行いたします。

これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

(木下議員入場)

◎日程第16 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議 長 日程第16、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第2回臨時会以降における閉会中継続調査等の申し出がございました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

◎閉会宣告

○議 長 本臨時会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。  
これにて令和元年第2回滝川市議会臨時会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。

閉会 午前11時00分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員